

土地開発公社経営健全化対策の概要

■目的

債務保証等対象土地^(※1)の縮減、遊休保有土地の用途変更等による公社経営の健全化

(※1)債務保証等対象土地＝設立団体の債務保証・損失補償を付した借入金によって取得された土地

■対象団体

次に該当する公社の設立団体

第一種経営健全化公社^(※2)

団体独力では経営の抜本的健全化の達成が困難な公社(次のいずれかに該当)

- ・債務保証等対象土地の簿価総額^(※3) / 標財規模^(※4) ≥ 0.5
- ・5年以上保有債務保証等対象土地の簿価総額 / 標財規模 ≥ 0.2

第二種経営健全化公社

団体独力では経営の抜本的健全化の達成が困難となる恐れがある公社(次のいずれかに該当、第一種除く)

- ・債務保証等対象土地の簿価総額 / 標財規模 \geq 概ね0.25
- ・5年以上保有債務保証等対象土地の簿価総額 / 標財規模 \geq 概ね0.1

第三種経営健全化公社

次のいずれかに該当(第一種、第二種除く)

- ・設立団体による遊休保有土地の取得・用途変更等により土地の有効利用を図る公社
- ・供用済土地を保有する公社
- ・5年以上保有債務保証等対象土地を有する公社
- ・土地売却未収金を有する公社
- ・その他、経営健全化の促進を図る必要のある公社

(※2)第一種団体＝旧対策対象団体

(※3)基準年度(H15又はH16)末現在、当該土地に係る債務保証等を付した借入金残高が上限

(※4)基準年度の標準財政規模

■公社経営健全化団体の指定

健全化対策を活用する場合は、設立団体の長が経営健全化計画を策定し、第一種～第三種公社経営健全化団体として県知事の指定を受ける

通常のスケジュール

県への計画提出期限H17. 3. 31、県の指定期限H17. 6. 30
(H15末保有土地の簿価を基準、計画期間H17～21)

計画策定に時間を要する場合

県への計画提出期限H18. 3. 31、県の指定期限H18. 6. 30
(H16末保有土地の簿価を基準、計画期間H18～22)

■経営の抜本的健全化(健全化計画の達成目標)

債務保証等対象借入金の残高総額

- 第一種・第二種…原則、目標年度(H21又はH22)までに、年度末残高総額/標財規模 ≤ 0.25 とする
又は、基準年度末から0.25以上低下させる
- 第三種…設立団体が定める目標値を達成

5年以上保土地に係る債務保証等対象借入金の残高総額

- 第一種・第二種…原則、目標年度(H21又はH22)までに、年度末残高総額/標財規模 ≤ 0.1 とする
又は、基準年度末から0.1以上低下させる
- 第三種…設立団体が定める目標値を達成

供用済土地、土地売却未収金

速やかに解消する

用途が不明確な土地

原則、目標年度までに解消する

■地財措置

地方債措置

- ①供用済土地の取得【一般単独事業債・一般事業(その他(その他))】又は【各公営企業債】
- ②民間事業者貸付目的での債務保証等対象土地取得【一般単独事業債・一般事業(その他(その他))】
- ③第一種・第二種団体の健全化計画に基づく債務保証等対象土地取得【公共用地先行取得等事業債】
- ④第一種・第二種団体の健全化計画に基づく債務保証等対象土地資金への無利子貸付【一般単独事業債・一般事業(貸付金)】

特別交付税措置

- ・上記③のうち第一種団体【地方債利子額 $\times 0.5$ (起債許可額 $\times 2\%$ が上限)】
- ・上記④のうち第一種団体【無利子貸付に係る資金調達に係る利子 $\times 0.25$ (前年度末と当年度末の貸付残高合算額 $\times 1\%$ が上限)】
- ・第一種団体が利子補給を行う場合【利子補給額 $\times 0.25$ (前年度末と当年度末の利子補給対象資金合算額 $\times 1\%$ が上限)】